

訪日団体旅行向け貸切バス支援事業利用イメージ



2018.9-2019.3月に実施(100台上限)

【利用条件】

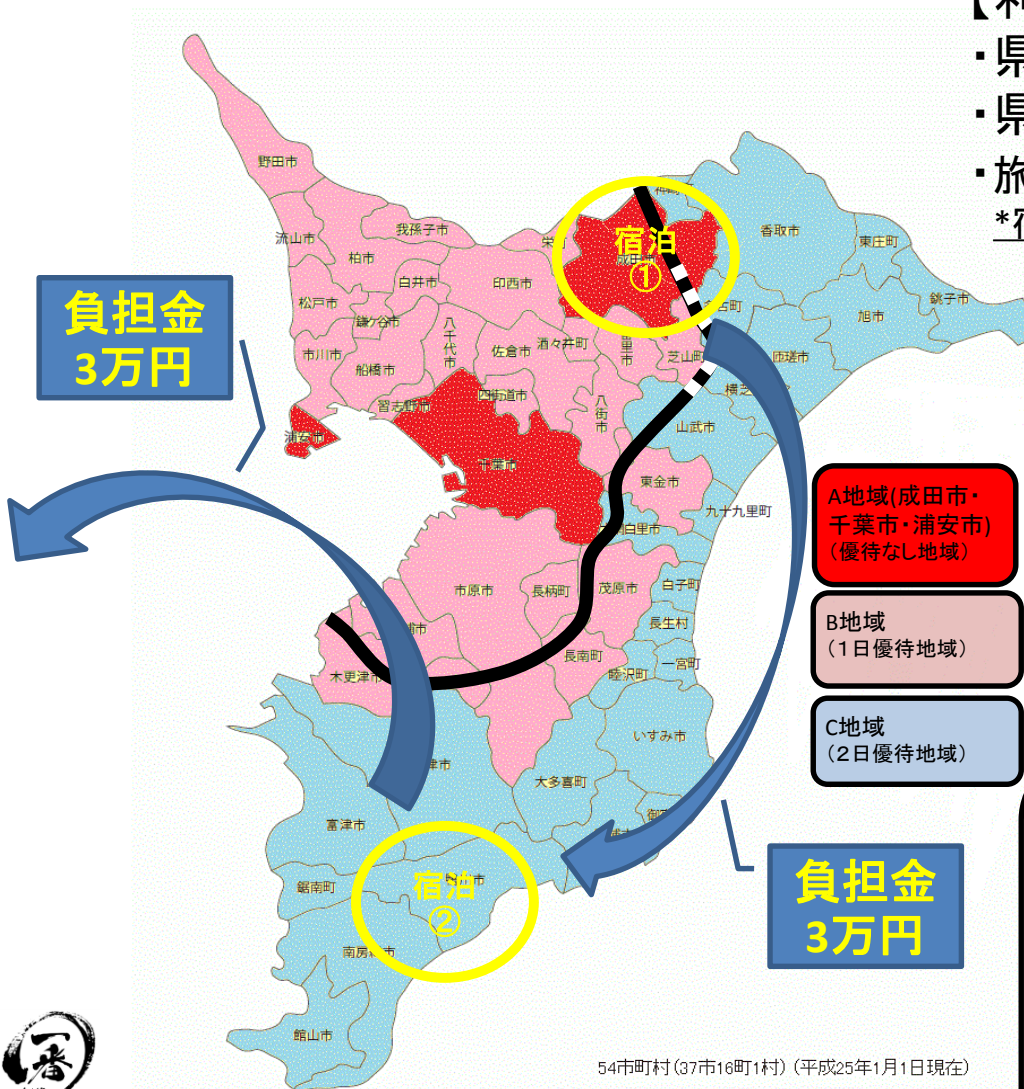
- ・県内の宿泊が*2泊以上(連泊不問)
- ・県内有料観光施設に1か所以上立寄り
- ・旅客人数基本20名以上(添乗員・ガイド除く)

*宿泊地域により優待日数(台数)が異なる

A+C地域・B+C地域・C+C地域→2日(台)

A+B地域 又は B+B地域→1日(台)

A+A地域→対象外(優待無し)



【利用者側の負担】

バス1台につき**3万円の負担金

**2台利用の場合は6万円を負担

【留意事項】

- ・バス手配は利用者側が実施(バス会社はバス協会加盟会社)
- ・1日(台)のバス代が18万円を超えた分は、利用者負担となります。
- ・実車時の有料道路代、駐車料金、乗務員宿泊費等の経費は、利用者負担となります。

54市町村(37市16町1村)(平成25年1月1日現在)